

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ e-TAXによる所得税額控除

Q : e-TAXで電子申告をすると所得税額から5,000円の税額控除が受けられるそうですが、どのように進めたらいいのですか？

A : 電子証明書の発行を受けてください。

【解説】

平成19年度又は20年度の確定申告をe-TAXにより申告しますと、1回限り、所得税額から最高5,000円控除できる制度が創設されています。

この5,000円の税額控除を受けるには、電子証明書を取得しなければなりません。

一般の納税者は、市区町村の窓口で受け付けている「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書が一番安価で取得できる電子証明書となります。

公的個人認証サービスとは、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざん等を防ぐための機能を全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するもので、オンライン手続きによる本人確認の手段として使われているものです。

電子証明書は、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けます。手数料は500円(有効期間3年)です。

納税者個人で申告する場合には、この他、ICカードリーダライタが必要になりますので、家電量販店等で買い求めてください(税理士に依頼する場合は必要ありません)。

